２８宗監第１０１６１号
平成２９年3月２７日

宗　像　市　長　　谷 井　博 美　　様
宗像市議会議長　　花 田　鷹 人　　様

宗像市監査委員　　佐 藤　光 俊
宗像市監査委員　　小 島　輝 枝

定期監査（工事監査）の結果について（報告）

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定による定期監査（工事監査）を実施したので、同条第９項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

記

１　監査の概要
（１）監 査 委 員　　佐 藤 光 俊　小 島 輝 枝
（２）監査実施期日　　平成２８年１１月１６日（水）
（３）監査対象工事の概要
ア　工事件名
東郷駅北口駅前広場整備工事
イ　工事担当課
都市建設部　建設課
ウ　事業の概要
JR東郷駅北口の駅前広場を改修及び拡大するもの
エ　工事内容
土工一式
排水構造物　Ｌ＝３７８ｍ
車道舗装工　Ａ＝２，２３０㎡
歩道平板ブロック設置　Ａ＝１，１７０㎡
道路照明　Ｎ＝５基
歩道照明　Ｎ＝４基
オ　工事請負会社
三軌建設株式会社
カ　設計者（委託請負会社）
復建調査設計株式会社福岡支社
キ　工事請負金額（税込）
１４２，０２０，０００円(落札率９５．０％)
ク　契約年月日
平成２８年3月２８日
ケ　工期
（当　初）平成２８年3月２９日 ～ 平成２８年１０月１４日
（変　更）平成２８年3月２９日 ～ 平成２９年　2月２８日
コ　工事進捗率（平成２８年１１月１６日現在の出来高）
約４０％

２　監査の実施

（１）事前に当該工事の関係書類（工事概要調書、積算書、工事図面一式）の提出を求め、予備監査を行った。

（２）関係書類に記載されていない当該工事の状況については、工事監督員から説明を受け、内容を把握した。

（３）工事監督員同行の上、施工現場に赴き、工事監督員から施工監理状況等についてのヒアリングを実施し、施工状況及び安全管理状況を精査した。

（４）調査にあたっては、特定非営利活動法人 西日本建設技術ネットに所属する技術士から技術面での助言を受けた。

（５）対象工事の特徴は下記の３点である。

ア　東郷駅利用者、一般車両、バス等の交通機関を供用しながらの工事であること

イ　東郷駅の駅舎に係る工事と隣接及び並行する施工であること

ウ　供用中の安全を確保するため、施工を４ステップに分けて計画していること

（６）（５）で示した工事の特徴を踏まえ、下記の４点に着目して監査を実施した。

ア　第三者に対する安全管理

イ　工期変更及び別途発注工事との調整を含めた工程管理

ウ　施工ステップごとの安全管理

エ　計画的な品質管理及び環境対策

３　監査の結果

（１）総評

工事概要調書及び工事監督員からの説明により、発注者及び受注者はお互いの責務を理解し、現地条件に応じた工事を進めていることが確認できた。当該工事現場において、バリケードの設置、交通誘導員及び監視員の配置等により、工事従事者及び通行者に対する安全と環境に配慮して施工されており、良好な状況であることを確認した。

しかし、下記については改善が必要と思われるので、適正に対応されたい。

ア　変更契約に関する事項について

地権者協議が難航したこと及び、隣接する工事の施工者間調整等により不測の日数を要したことを理由として、変更契約により工期を約５か月延長している。変更契約においては、工期の延長のみであり、契約金額の増額はない。工期の延長は現場管理費及び共通仮設費等の増加に繋がるため、受注者の適正な利益に影響を及ぼすことが懸念される。さらに、品質及び安全の確保のみならず、建設業における担い手の確保に影響を及ぼしかねない。以上の理由から、地権者協議においては工事着手前に解決されていることが望ましく、未解決であれば、入札の公平性の観点から、工事発注時に工事説明書もしくは特記仕様書等に明示されることが望ましい。

イ　工事着手後に整備されるべき関係書類について

（ア）施工計画書について

工事着手時に提出された施工計画書は、全体工事の一般的な記述となっているが、工事の品質及び安全を確保するためには、各ステップに移行する前に現地条件を踏まえた具体的な施工計画書を作成することが望ましい。

（イ）履行報告書について

月に１回の関連工事の発注者及び受注者の全体工程会議が実施されているが、定量的な工程管理のため、履行報告書による出来高管理を踏まえた工程管理が必要と考える。

ウ　工事現場について

（ア）掘削面のこう配について

調査当時、駅に隣接した擁壁工事が完了し、部分的に床掘り箇所の土留め

簡易鋼矢板が外されており、掘削面が鉛直の状態となっていた。床掘り深さは２m以上と推定されるため、この掘削面は非常に不安定な状態となっている。さらに、施工ヤードが狭いので、床掘り埋め戻し作業等で重機が必要以上に法肩に近づき、掘削面の崩壊の可能性も考えられる。また、掘削時の安全確保のため、労働安全衛生法に土質に応じた掘削面基準のこう配が規定されている。今回の場合は、地山の種類がその他の地山で、掘削の高さ２m以上５m未満の場合となり、掘削面のこう配は７５°以下となる。よって、掘削面のこう配を７５°以下にするか、鋼矢板撤去に続けて掘削作業を実行する作業手順の遵守が必要である。

また、床掘り箇所の上部には転落防止のネットが設置されていたが、さらに安全性を確保するため、法肩への立入り禁止措置が必要である。労働安全衛生規則では、「掘削こう配が４０°以上で、かつ高さが２m以上ある場合は墜落の危険性のある場所にあたるため、法肩に堅固な手摺または法肩から１m程度控えた所に立入り禁止措置（バリケード等）が必要である。」と規定されているため、必要な措置を取られたい。

（イ）安全管理について

現場事務所入り口の進入路上を横断する単管は、当該工事現場に隣接する工事の仮設防護柵を固定するものであると工事監督員からの説明を受けた。しかし、単管の高さは比較的低い位置であり、トラッククレーン等の接触の可能性があると思われる。接触による防護柵の転倒により、第三者災害のリスクも否定できないため、防護柵設置の担当者への状況の説明及び対策の依頼、関連工事の関係者に接触防止の周知徹底が望まれる。

（ウ）施工体系図の表示について

現場に設置された施工体系図は、防護柵の内側に設置されており、第三者が見づらい状況であった。建設業法第２４条の７第７項では、施工体系図の表示は第三者の見やすい場所に設置することと定められているので、施工体系図の設置場所に配慮されたい。

４　品質及び安全性を高めるための提案

土木工事は各現場の条件が異なるため、独自性が高い。工事の品質及び安全性を確保し維持するためには、現場条件を踏まえて発注者、受注者各々の立場に応じた責務を果たし、相互理解及び協力することが重要である。そこで、施工監理上、必要と思われる２つの提案を下記に示す。

(１)品質及び安全施工に関する検討会の実施について

現場条件に対応した施工監理を実施していくには、多岐に渡る関連知識及び豊富な経験が求められる。しかし、このような人材を工事ごとに求めることは困難である場合が多い。よって、外部からアドバイザーとして経験豊富な技術者、あるいは労働安全衛生コンサルタント等が参加した品質及び安全施工に関する検討会の実施を提案する。

(２)発注者の安全配慮の再認識について

工事現場における安全の確保は作業者に安心感を与え、その作業に専念することができる。このため、工事の品質の確保及び作業効率の向上、さらには工期短縮に繋がるものと期待できる。安全の確保の重要性に鑑み、安全に関する発注者の配慮について再認識することが重要と考える。